

名 称	許可（登録）証再交付申請書	
根拠法令	令第6条、第13条、第16条の5、第26条の5、第37条の3、第37条の10、第43条の5及び第43条の12、規則第22条、第29条、第34条の6、第53条の7、第114条の5、第114条の12、第137条の5及び第137条の12	
概 要	<p>医薬品等の製造販売（製造）業者は、許可（登録）証又は基準確認証を破り、汚し又は紛失したときは、許可（登録）証又は基準確認証の再交付を申請することができる。</p> <p>なお、紛失した場合は、許可（登録）証の掲示義務（規則第3条準用）を怠ることとなるので必ず申請しなければならない。</p>	
提出先	<p>1 総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地又は製造所の所在地が名古屋市内にある場合は、医薬安全課に提出する。</p> <p>2 総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地又は製造所の所在地が名古屋市外にある場合</p> <p>（1）豊橋市内、岡崎市内、一宮市内及び豊田市内の場合 各市保健所に提出する。</p> <p>（2）（1）以外の愛知県内の場合 所管区域の県保健所（保健分室）に提出する。</p>	
提出書類	<p>申請書</p> <p>① 内容を記録したFD（又はCD-R）</p> <p>② FD内容の書面（鑑及び申請データ形式一覧）</p> <p>添付書類</p> <p>③ 破り又は汚した許可（登録）証又は基準確認証</p>	
提出部数	<p>FDは1部、申請書及び添付書類の部数は次のとおり。</p> <p>① 事務所又は製造所の所在地が名古屋市内の場合：1部</p> <p>② 事務所又は製造所の所在地が①以外の愛知県内の場合：2部</p> <p>なお、地方厚生局長あてに提出する場合は、申請書及び添付書類を各2部ずつ追加する。</p>	
手数料 (令和3年8月現在)	局長許可	21,300円 (収入印紙)
	知事許可（登録）又は基準確認証	3,300円
留意事項	<p>ア 再交付申請の理由欄には、破り、汚し又は紛失した理由を記載すること。</p> <p>イ 紛失を理由に再交付を受けた場合であって、再交付後において紛失した許可（登録）証又は基準確認証を発見した場合は、直ちに地方厚生局長又は知事にこれを返納しなければならない。（令第6条第4項、第13条第4項、第16条の5第4項、第26条の5第4項、第37条の3第4項、第37条の10第4項、第43条の5第4項及び第43条の12第4項）</p> <p>ウ 再交付された許可（登録）証には、再交付と記載される。</p>	